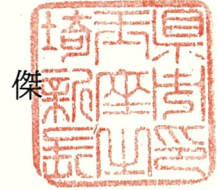


新座市告示第 146 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、新座市公共施設予約システムを利用した施設使用料等の収納について、次の者を同項に規定する指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

新座市長 並 木



東京都渋谷区恵比寿南3-5-7  
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー  
代表取締役 篠 寛